

日本のひなた宮崎 国スポ門川町実行委員会

第2回医療衛生・おもてなし専門委員会



日時:令和7年11月11日(火) 14時から

場所:門川町役場 2階 会議室2-2

一目次一

次 第	3
報告第 1 号 「わた SHIGA 輝く国スポ」の観察概要について	別冊
報告第 2 号 門川町開催競技会場等設計業務の途中経過について	別冊
報告第 3 号 門川町実行委員会公式ウェブサイト制作の途中経過について	別冊
第 1 号議案 日本のひなた宮崎 国スポ門川町町民運動基本計画（案）	5
第 2 号議案 日本のひなた宮崎 国スポ門川町観光・接伴基本計画（案）	7
第 3 号議案 日本のひなた宮崎 国スポ門川町宿泊基本計画（案）	8
第 4 号議案 日本のひなた宮崎 国スポ門川町医事・衛生基本計画（案）	9
第 5 号議案 日本のひなた宮崎 国スポ門川町ボランティア募集要項（案）	10

一次 第一

1 開 会

2 事務局長あいさつ

3 報告事項

報告第1号 「わたSHIGA 輝く国スポ」の視察概要について

報告第2号 門川町開催競技会場等設計業務の途中経過について

報告第3号 門川町実行委員会公式ウェブサイト制作の途中経過について

4 議 事

第1号議案 日本のひなた宮崎国スポ門川町町民運動基本計画（案）について

第2号議案 日本のひなた宮崎国スポ門川町観光・接伴基本計画（案）について

第3号議案 日本のひなた宮崎国スポ門川町宿泊基本計画（案）について

第4号議案 日本のひなた宮崎国スポ門川町医事・衛生基本計画（案）について

第5号議案 日本のひなた宮崎国スポ門川町ボランティア募集要項（案）について

5 その他

6 閉会

審議事項

第1号議案

日本のひなた宮崎国スポーツ門川町町民運動基本計画（案）

1 目的

「日本のひなた宮崎国スポーツ」の成功に向け、「門川町開催推進総合計画」に基づき、町民一人ひとりが大会開催の意義を理解し、それぞれの立場で積極的に参加することで機運の醸成を図るとともに、新たなつながりを生み出しながら一丸となって大会を盛り上げていくことにより、大会終了後も地域コミュニティの醸成や地域の活性化の推進につなげる。

2 内容

（1）町民一人ひとりの参加で盛り上げる大会

町民一人ひとりが、さまざまな機会を通じて主体的に参加・協力し、喜びや感動を共有できる大会とする。

【主な取組】

- ① 大会運営のサポートやボランティア活動への参加促進
- ② 競技会場における観戦や応援の促進
- ③ 大会関連イベントへの参加

（2）心のこもった温かいおもてなしで来訪者を迎える大会

大会参加者や一般観覧者を心のこもったおもてなしで迎え、ふれあいとぬくもりに満ちた大会とする。

【主な取組】

- ① 花いっぱい運動、クリーンアップ運動の展開
- ② 横断幕や応援のぼり旗などの歓迎
- ③ おもてなし料理等のふるまい

（3）スポーツ・レクリエーションに親しみ、生涯スポーツを推進する大会

町民が大会を契機に、幅広く生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しむなど、「する・みる・ささえる」スポーツに取り組み、生涯にわたって心身ともに健康で活力ある生活を営める大会とする。

【主な取組】

- ① 大会開催のPR、競技体験会等の開催
- ② 各種スポーツイベントやレクリエーション等への参加

（4）門川町の多彩な魅力を全国に発信する大会

町民が本町の多彩で豊かな自然や個性あふれる歴史、文化、食などの魅力を再認識し、全国から訪れる方々に様々な機会を通じて発信する大会とする。

【主な取組】

- ① 観光情報等の発信
- ② 本町の特産品や郷土料理の紹介、提供
- ③ 観光ボランティア活動への参加

（5）クリーンで快適な大会

環境美化活動を促進しきれいなまちづくりを目指すとともに、公共交通機関の利用促進を図ることで快適な大会とする。

【主な取組】

- ① クリーンアップ活動への参加促進
- ② 競技会場周辺における交通渋滞の緩和促進

第2号議案

日本のひなた宮崎国スポーツ門川町観光・接伴基本計画（案）

1 目的

「日本のひなた宮崎国スポーツ」に参加する選手・監督、役員、観察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の観光・接伴については、「日本のひなた宮崎国スポーツ門川町開催推進総合計画」に基づき、本町を訪れるすべての方々を温かくお迎えするとともに、歴史、文化、自然など本町の多彩な魅力に触れていただくことで、「また訪れたい」と感じていただけるよう心のこもったおもてなしを提供する。

2 内容

（1）歓迎装飾の実施

大会参加者等を心温かく迎えるとともに、開催機運や歓迎ムードを高めるため、競技会場や主要駅、その他必要な場所に歓迎装飾を行う。

（2）案内所の設置

大会参加者等の利便性を向上するため、競技会場や主要駅に案内所を設置し、競技、宿泊、交通、観光等の案内業務を行う。

（3）休憩所の設置

大会参加者等の憩いの場、交流の場として利用するため、競技会場に休憩所を設置する。

（4）売店の設置

大会参加者等の利便性向上を図るとともに、本町の特産品等の紹介及び販売を促進するため、競技会場に売店等を設置する。

（5）おもてなしの提供

関係機関、関係団体の協力を得て接遇意識の高揚に努めるとともに、大会参加者等との交流や本町への誘客を図るため、心のこもったおもてなしを提供する。

第3号議案

日本のひなた宮崎国スポーツ門川町宿泊基本計画（案）

1 目的

「日本のひなた宮崎国スポーツ」に参加する選手・監督、役員、観察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者等」という。）の宿泊について、「門川町開催推進総合計画」に基づき、宿泊施設等と緊密に連携し、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

2 内容

（1）宿舎

- ① 大会参加者等の宿舎は、原則として町内の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- ② 町内の旅館等だけで大会参加者等の収容が困難な場合は、県、関係機関、関係団体等と協議のうえ、公共施設や近隣市町村の旅館等を利用する。
- ③ 風紀上、衛生上及び安全対策上等の理由により、支障があると認められる施設は宿舎として利用しない。

（2）配宿

- ① 選手・監督及び競技会に関わる役員の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、大会運営に支障のないよう留意して行う。
- ② 選手・監督の配宿は、都道府県別、競技別、競技種別及び男女別を考慮して行う。
- ③ 役員、観察員、報道員及びその他関係者の宿舎は、原則として、選手・監督の旅館等とは別にする。
- ④ 大会参加者等を近隣市町村の旅館等に配宿する場合は、県と協議して行う。

（3）宿泊料金

大会参加者等の宿泊料金は、県と旅館等の関係団体との間で協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定したものを適用する。

（4）食事

大会参加者等に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスに配慮するとともに、地元の食材を取り入れた郷土色豊かなものを提供する。

第4号議案

日本のひなた宮崎国スポーツ門川町医事衛生基本計画（案）

1 目的

「日本のひなた宮崎国スポーツ」に参加する選手・監督、役員、観察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者(以下「大会参加者等」という。)が清潔かつ快適な環境のもとで十分な活躍と観覧ができるよう、「門川町開催推進総合計画」に基づき、県、競技団体、関係機関、関係団体（以下「関係団体等」という。）の協力を得ながら、医療救護体制を整えるとともに、清潔で快適な環境整備に努める。

2 内容

（1）医療救護

大会参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係団体等の協力を得て、各競技会場に救護所を設置するとともに、応急処置及び必要に応じた医療機関への移送等、医療救護体制を整える。

（2）防疫

大会参加者等の感染症の発生を防止し、そのまん延を防止するため、関係機関・団体等の協力を得て、防疫体制を整える。

（3）食品衛生

大会参加者等に対する食の安全・安心を確保するため、関係団体等の協力を得て、食品衛生に対する意識の向上を図るとともに、食中毒の発生予防に努める。

（4）環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関・団体等はもとより、広く町民の協力を得て、宿舎および競技会場等における環境衛生の取組を推進する。

第5号議案

日本のひなた宮崎国スポ門川町ボランティア募集要項（案）

1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における大会の運営及び広報に携わるボランティアの募集に関し、必要な事項を定める。

2 募集主体

日本のひなた宮崎国スポ門川町実行委員会（以下「実行委員会」という。）

3 活動内容

競技会の運営及び大会等の広報に携わるボランティアの主な活動内容は、次のとおりとする。

区分	主な活動内容	
広報・町民運動	大会等のPR活動 町民運動補助	
競技会運営	会場受付	競技会場での受付、資料配布
	案内	競技会場等での案内、情報提供
	休憩所	休憩所におけるおもてなし
	弁当配布	弁当の配布、空き箱の回収
	会場整理	競技会場における会場準備、来場者の誘導 駐車場等整理の補助
	環境美化	競技会場内外の美化、清掃活動
	その他	その他競技会運営に関する活動

4 募集期間

令和7年度から適宜募集し、募集人数に達するまでとする。

5 応募要件

平成27年4月1日以前（令和9年度に中学生以上）に生まれた方で、次の各号のいずれかに該当すること。ただし、応募時点で18歳未満の方の申し込みについては、保護者の同意を得るものとする。

- (1) 本町に在住、通勤、通学している個人
- (2) 本町に活動拠点を有する団体

(3) 上記以外に、実行委員会が必要と認めた個人及び団体

6 応募方法

所定の申込書に必要事項を記入し、実行委員会に持参もしくは郵送、ファックスにより申し込むか、実行委員会ホームページの応募フォームにより申し込むものとする。

ただし、応募時点で18歳未満の方の申し込みについては、保護者の同意が必要となるため、郵送又は持参に限る。

7 登録・変更・取消

(1) 実行委員会は、応募要件を満たした応募者をボランティアとして登録する。

(2) 実行委員会は、本人または当該団体の代表者から届出があった場合は、登録内容を変更することができる。

(3) 実行委員会は、次の場合に登録を取り消すことができる。

- ① 本人または当該団体から申し出があった場合
- ② 大会のイメージを損なう行為があった場合
- ③ 大会運営に支障があると判断した場合

8 活動期間

ボランティア登録後から大会終了までとする。ただし、登録時点において小学生の場合、活動（研修会等を含む。）開始は中学生になってからとする。

9 活動内容の決定

登録者の具体的な活動内容については、実行委員会が実施する希望調査等を参考に決定する。

10 研修等

登録者に対して、大会に関する認識を深め円滑な大会運営を行えるよう、実行委員会は必要に応じて研修会等を実施する。

11 報酬及び交通費

研修やボランティア活動等に対する報酬は原則無償とし、交通費も自己負担とする。

12 服飾及び食事

ボランティア活動にあたっては、ボランティアであることが識別できる服飾及び弁当等を、必要に応じて実行委員会が支給する。

13 保険

ボランティア活動及び研修等にあたっては、必要に応じて実行委員会の負担で「傷害保険」及び「損害賠償責任保険」に加入する。

それ以外の活動における事故等について、実行委員会は責任を負わないものとする。

14 個人情報の取り扱い

応募者の個人情報については、門川町個人情報保護法施行条例（令和4年門川町条例第16号）をはじめ、関係法令の規定に基づき、適正に管理・保護する。

15 その他

この要項に定めるもののほか、ボランティアの募集について必要な事項は別に定める。_